

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年六月七日法律第五十七号）（抄）

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。